

FPオフィス Life & Financial Clinic (LFC)

■ 困難を乗り越える「一流のメンタル」の要素は？



(愛媛県・栗島海峡大橋：令和4年4月撮影)

残暑お見舞いを申し上げます。

2022年の前半の出来事を振り返ってみると、1月は34都道府県で新型コロナまん延防止、2月は北京オリパラの中、ロシアのウクライナ侵攻、4月は知床半島沖で観光船の沈没、7月はKDDIの大規模な通信障害、安倍元首相の銃撃と円相場の急落、8月は連日の猛暑と新型コロナの第7波。人災・自然災害ともに激動の半年でした。2020年初頭の新型コロナ感染拡大から2年半が経過していますが、未だ先が見えない状態が続いています。

さらに、7月23日、WHOはサル痘について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。米疾病対策センターは、7月29日時点の世界感染者数は2万2000人超と推計し、ニューヨーク州とカリフォルニア州では緊急事態宣言を発出。サル痘は、欧米を中止に感染拡大が続いていて、感染対策としてワクチン接種が進められている国もあります。日本での感染確認例はわずかですが、新型コロナの例を見ると、今後の感染拡大は気

になるところです。8月2日に厚生労働省は、サル痘に天然痘ワクチンの使用を承認し、治療薬や検査体制の整備に着手したことが公表されましたが、新型コロナで後手後手の対応となっている日本でコロナとサル痘の対策を同時並行で行えるのか少し不安です。感染対策をしっかり行えば確実に効果があることは新型コロナの感染予防でわかっていますので、家庭内では、引き続き努力の継続が必要となるでしょう。まだまだストレスフルな生活を余儀なくされそうです。

現代のストレスマネジメントと災害時メンタルヘルスの生みの親の1人であるジョージ・S・エヴァリーJr. 博士による『STRONGER「超一流のメンタル」を手に入れる』より、困難を切り抜ける気持ちの持ちようとして、5点挙げられています。

- ①能動的な楽観主義～楽観的な人は未来に希望を持つことができる～
- ②決断力と行動力～逆境こそ最も決断力と行動力が求められる～
- ③道徳的な指針～正直さ、高潔さ、誠実さ、倫理～
- ④粘り強さ～試行錯誤の繰り返し成功の元～
- ⑤周囲のサポート～逆境や挫折からの立ち直りは、周囲(家族や相談先)のサポートから～

LFCは、お客様の困難を乗り越えるサポート役となるよう日々精進しております。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー
平野 泰嗣 平野 直子

■ 世界幸福度ランキング、日本は何位？

豊かさの概念として、ウェルビーイング(Well-being)が世界で注目されています。2012年にスタートした「世界幸福度ランキング」や2015年国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」でも言及され、より良い社会を築くための指標として重要視されています。世界幸福度ランキングは、「幸福度」という目に見えないものを数値化し、ランキング化しています。ランキング方法は、主観的な幸福度を調査し、それに6つの因子を加味して順位化するというものです。

①1人当たりのGDP、②社会保障制度などの社会的支援、③健康寿命、④人生の自由度、⑤他者への寛容さ、⑥国への信頼度です。

10年目の節目となる2022年の日本の順位は54位。2020年の62位、2021年の56位から上昇しているものの、全体で見るとかなり低い順位です。ランキングの上位は、フィンランド、デンマーク、アイスランドで北欧諸国が占めています。主要先進国では、ドイツ(14位)、カナダ(15位)、米国(16位)です。

日本のGDPは高く(世界3位)、社会保障制度も充実。世界的に見ても治安は良く、暮らしやすい環境が整っていると言えます。6つの指標の内、①②③④の数値だけを見ると、上位国と、さほど大きな差はありません。順位が伸び悩む理由としては、「⑤他者への寛容さ」と「⑥国への信頼度」が低い点が挙げら

れます。また、国民それぞれが抱く「主観的な幸福度」も日本はかなり低い水準とのことです。

内閣府では、Well-beingに関する取り組みとして、「満足度・生活の質に関する調査」を実施しています。コロナ禍の調査であることも影響しているのですが、「健康状態」「社会とのつながり」「生活の楽しさ・面白さ」の満足度が低下し、その傾向は女性の方が大きいとのこと。上記の指標の満足度が上がった人もいて、それらの人は、積極的に運動をしたり、人と交流したり、趣味などを見つけたりした人です。結局のところ、満足度・幸福度は、与えられるものではなく、自ら行動して得るものと言えるでしょう。



◆お届けする内容◆

・困難を乗り越える「一流のメンタル」の要素は？

・世界幸福度ランキング、日本は何位？

・投資の3原則を愚直に実践した者が最後に笑う！？

・繰上げ・繰下げ、手取りで考えると、損益分岐点は何歳か？

・路線価・固定資産税評価額による相続財産評価を否認？

・X-Tech時代の到来で、家庭内の困り事はITで解決する

・2022年上半期のLFCの活動報告

・LFC、お勧め相談メニューの紹介





2022年上半期の投資環境の振り返りと今後の投資戦略



■投資の3原則を愚直に実践した者が最後に笑う！？

2022年に入り、日本を除いた多くの国での利上げによる金融引き締め観測が強まり、また、ウクライナ情勢の悪化により、各国の株式市場は大幅な調整局面となりました。投資に取組み始めて間もない方にとっては、投資資産が大幅に減ることにより多少の恐怖を覚えたことでしょう。投資経験の豊富な方は、「またか……」といった心持かもしれません。【図1】は、年初来(7月8日時点)の各市場の円建てトータルリターンを表したグラフです。

国内外の株式は全てマイナス、債券市場は、利上げにより債券価格は下落しますが、急激な円安により、円建てでは米国債は大幅なプラスとなっています。また、外国通貨は、総じて円安となり、プラスの結果となっています。改めて、国内外の株式・債券・通貨に分散投資を行うことの有効性を確認することができます。従前より、国内株式を中心に運用する方がいらっしゃいますが、比較期間では、最も運用成績が悪いという結果でした。

歴史的に見ると株式が下落する局面は景気後退(リセッション)と関連性があると言われていいます。米国では、景気後退局面に入りそうと言われつつも、まだ景気後退に入っていない。1871年からのデータでは、米国の株価は約5カ月前にピークをつけ、景気後退明けの約5カ月目に底打ちするとのこと。また、景気後退の期間は、平

均で16.7ヵ月とのこと。もしこのまま米国が景気後退に進み、過去のデータに従うならば、米国株価は下降基調となり、底を打つまでにしばらく時間を要することが予想されます。ただ、景気後退となるかどうかは不確定な状況ではあります。

投資は、安い時に買って、高い時に売れば、収益は多くなりますが、残念ながら、相場を見ながら臨機応変に投資のタイミングを当てるのは難しいでしょう。

株価が下降局面では、「まだ下がるかもしれない」という恐怖感で投資から遠のいてしまいがちですが、資産形成層で積立投資を行っている者にとっては、「長い目で見れば安く買える期間」と捉えることもできます。

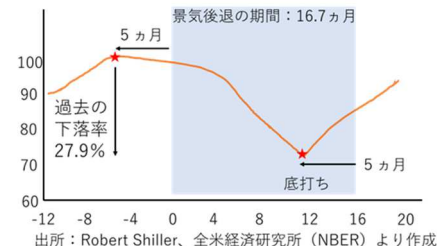
投資の鉄則は、①分散投資、②長期投資、③感情の排除です。分散投資は、資産分散・地域(通貨)分散、時間分散(積立)の3原則です。また、長期投資は、最低でも10年以上の投資期間を想定することです(TOPIXで10年間運用でマイナスの発生確率は8.8%、最大▲0.6%/年。2006.10-2020.6末)。そして、感情の排除という意味では、ポートフォリオを決定したら、愚直そして機械的にリバランスと積立投資を継続することです。そうすれば、投資の欲望や恐怖に惑わされることなく、資産形成達成の可能性が高まるでしょう。

【図1】



【図2】

米国：平均的な景気後退と株価の動き【イメージ図】
(指数、S & P 500、図中の数値は1871年以降の平均値に基づく)



2022年4月から公的年金の受給開始年齢の選択肢が60歳から75歳に



■繰上げ・繰下げ、手取りで考えると、損益分岐点は何歳か？

年金制度改正法(令和2年法律第40号)の成立により、2022年4月から公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大が実施されました。

●受給開始年齢の選択は60歳から75歳までに

公的年金は、原則65歳受給開始ですが、高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、見直しが行われました。現行制度では、60歳から70歳まで選択可能となっている年金受給開始時期について、その上限が75歳に引き上げられました。繰下げ増額率は1月あたり、+0.7%(最大プラス84%)となります。繰上げ減額率は、1月あたり、-0.5%から-0.4%に緩和されましたが、0.4%の対象となるのは、1962年4月2日以降生まれの人となっているので注意が必要です。

日本の公的年金の受給開始年齢は、諸外国と比較して早い(米国は、67歳から受給)ので、日本も受給開始年齢を引き上げようという議論がありましたが、今回の改正で受給改正年齢は65歳に固定しつつ、自由に選択できるという制度にするという方針になりました。今後改正することがあるとすれば、繰上げ・繰下げによる減額・増額率を改訂し調整するのではないかと推察しています。

●繰上げ・繰下げの有利・不利は？

公的年金の受給方法について、繰上げ・繰下げの損益分岐点のシミュレーションが良く見られます。65歳の年金額を100とすると、60歳=76, 70歳=142, 75歳=184となります。

額面だけで損益分岐点を試算すると、60歳と65歳では、満81歳で逆転、65歳と70歳では満82歳で逆転、65歳と75歳では満92歳で逆転という結果です。ところで、平均寿命は男性81.4歳、女性87.5歳なので、男性の場合は、選択に悩むところですが、女性の場合は、繰下げをした方が統計的には有利になる可能性が高いという結果です。

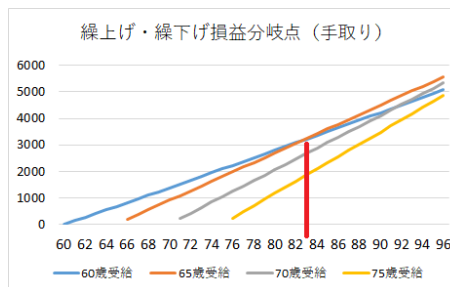
ただし、公的年金も金額が増えれば、その分税・社会保険料も増えるので、手取りで計算すると結果は少し異なります。税・社会保険料は、他の収入状況や適用される健康保険・介護保険料など自治体によって料率が異なるので厳密に計算することは難しいですが、弊オフィスが使用しているソフトを用いてシミュレーションしてみました。

前提条件として、公的年金の額面200万円、単身世帯でその他の収入はないものとしています。

80歳時点の手取り概算額は、60歳：142万円(額面152万円)、65歳180万円(同200万円)、70歳

255万円(同284万円)、75歳332万円(同368万円)で、60歳と65歳では満83歳で逆転。このケースでは、繰下げ受給の場合は、96歳までのシミュレーションでは逆転しないという結果でした。個別の事情を考慮しないとした場合、男性、女性ともに、繰上げ受給、繰下げ受給しても、統計的には損となる可能性が高いということがわかりました。

国民年金を繰上げしている人は17.6%、繰下げは2.2%(2019年度)とのことです。お金には時間的価値を考慮し、元金なうちに有効活用するか、人生100年時代に備えて長生きリスクを想定し繰下げを選択するのか、やはり結論を出すことは難しいです。LFCでは、将来の収入・資産状況とライフプラン等の個別性を踏まえ、意思決定をするお手伝いをさせていただきます。



路線価・固定資産税評価額による相続財産評価を否認!?



■ 極端な相続税回避のための不動産投資には要注意

相続税の節税対策の1つとして、不動産の購入が挙げられます。ざっくりと現預金10億円あった場合、現預金の相続税評価額は10億円ですが、その現預金10億円で不動産を購入した場合、仮に建物5億円、土地5億円とすると、建物は固定資産税評価額になり建築費の50～70%、土地は路線価評価となり時価の80%程度、その結果、2.5億円の評価削減になります。賃貸用不動産の場合、建物はさらに3割減、土地は場所によりますが2割程度の減少となります。すると約4.3億円、相続税評価を下げるができます。現預金の代わりに借金で同様の不動産投資を行った場合、借金10億円はそのままマイナスの評価となり、相続財産全体として、同様に4.3億円の圧縮効果があります。

今年(2022年)4月、注目されていた相続税をめぐる訴訟の最高裁判決が出ました。マンションを相続した遺族が相続税を0円と申告したところ、税務署は3億円超の追徴課税をしました。

被相続人の男性は、平成24年(2012年)に94歳で亡くなりました。相続財産には、男性が亡くなる3年半前の90歳の時に8億3,700万円で購入した杉並区の賃貸マンションと、亡くなる2年半前の91歳の時に5億5,000万円で購入した川崎市の賃貸マンションがありました。また、これらの購入資金に充当した銀行借入の残額10億円弱が債務として残っていました。

相続人となった遺族は、不動産の相続税を算

定する際の基準である路線価や固定資産税評価に基づいて評価額を算出し、これから借入金残額など債務10億円弱を差し引き、相続税を「0円」と申告しました。ところが、税務署はこの2つの不動産の評価額を「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の評価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」(財産基本通達総則6項)を適用し、約3億3,000万円の追徴課税をしました。相続人側はこれを不服として処分の取り消しを求めて提訴していましたが、最高裁は本年4月、税務署の処分は適法として相続人の上告を棄却しました。

この裁判は、相続財産である賃貸マンションの評価額について争われました。相続税の不動産評価の一般的な基準である路線価や固定資産税評価に基づく不動産の評価法が覆され、税務署側が例外規定で適用した不動産鑑定評価額に基づく処分が適法と判断されたことから、大きな話題となりました。

今回は、超資産家による相続税の申告事例ですが、資産家でなくても、アパートローンによる不動産投資は、一般的に行われています。時価と相続税評価額との乖離、アパートローンによる相続税の節税効果は金額の多寡はありますが同様です。では、全ての不動産投資について、今回のケースのような鑑定評価で申告しなければならないのでしょうか？

今回のケースでは、①近い将来、相続の発生

が予測される者が、②相続税の負担軽減を目的に、③多額の融資を受け、④不動産の購入を行い、⑤通達評価額と時価とに大きな乖離がある相続税の申告を行ったため国税庁の指示による評価が行われたと言えます。近い将来発生することが予測される租税目的の軽減を意図したマンションの購入・借入は、マンション購入の購入・借入をしない者、又はできない者との間で看過しがたい不均衡を生じるため、税負担の公平性に反すると判断したものです。

不動産投資に限らず、過度な節税節税対策は、税務当局の監視が厳しくなっているので、注意が必要です。

時価	現預金 10億円	相続税評価 (自用)	相続税評価 (賃貸)
		評価減 2.5億円 建物 3.5億円 土地 4億円	評価減 4.3億円 建物 2.5億円 土地 3.2億円

		杉並 マンション	川崎 マンション	合計
相続人	購入価額 (借入額)	8.37億円 (6.3億円)	5.5億円 (4.25億円) 相続発生後、 5.15億円 で売却	13.87億円 (10.55億円)
	【申告額】 通達評価額 (税額)	2億円	1.3億円	3.3億円 (0円)
国側	【更正額】 鑑定評価額 (税額)	7.54億円	5.19億円	12.73億円 (2億4億円)

LFCは、ITで解決困難な個別性の高い事案に対話を通じてソリューションを提供

■ X-Tech時代の到来で、家庭内のお困り事はITで解決する



FinTechやEdTechのように「～Tech」という言葉をよく目にするようになりました。FinTechは、Finance(金融)とTechnology(技術)を掛け合わせた造語で、EdTechのEdは、Education(教育)を表しています。この「～Tech」を一般的には、X-Tech(クロステック)と呼んでいます。X-Techは、既存業界のビジネスとAIやビッグデータ、IoTなどといった先進的なテクノロジーを結びつけて生まれた新たな製品やサービス、あるいはその取り組みを指します。そして、X-Techにより全体最適化された社会は、政府が提唱する理想の未来社会＝「Society 5.0」として位置付けられています。

なんだか、夢のような話に聞こえるかもしれませんが、今から30年前は、ようやく携帯電話が普及しはじめた頃でした。スマホが少しずつ普及し始めたのは2010年前後だったと記憶しています。そう考えると、今から10年後・30年後を考えるとワクワクする気持ちになります。

X-Techは、私たちの生活の身近なところで浸透していて、例えば、FinTech分野で言えば、

マネーフォワードなどのPFM(個人財務管理)が代表です。また、不動産の価格査定なども以前は、一括査定サービスを使って、不動産会社に価格査定を行いました。今は、過去の取引事例や価格変動状況、周辺情報の入力することでAI査定が無料でできるサービスなども出てきています。もちろん正確な査定は、専門業者による詳細なヒアリングを行った方がよいとは思いますが、目安の査定額を知りたいというニーズであれば十分です。このように、私たちLFCでは、ライフプラン・家計管理・資産管理分野で、手軽に利用できるIT関係のツールやサービスに注目しているので、何かお困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。LFC会員の方は、相談料無料です。

少し宣伝が入ってしまいましたが、最近、私たちが注目しているのは、「AgeTech(高齢者向けTechnology)」分野です。

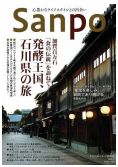
高齢者及びその家族の方向けのサービスとしては、各種の生活管理アプリ(食事・健康・薬・排泄等)や認知症診断やリハビリアプリ、高齢者の

孤独防止ロボットなどがあります。

また、家族とのコミュニケーションのためのビデオ通話(ZoomやLINE)などは、コロナ禍で導入にチャレンジしたという方も多いのではないかと思います。耳が聞こえにくくなった親との会話に、スマホやPCで音声入力をして文字を表示させたりすると、筆談をするよりもスムーズです。このように、何か困ったことがあったらITで解決できないか、新しいサービスはないかと探してみると、生活がより便利で豊かになります。ウェアラブル端末を身に付けて、生活のお困りごとを全て解決してくれるような時代はまだ先になりそうですが、自ら探せばITで解決できるという時代はすでに到来していると言えます。

IT化が進むと大体のことはPCやスマホで解決できるようになるので、専門家の役割は何なのかという問題に直面します。LFCでは、個別性の高いITでは解決できない事案、さらにITが行えない対話を通じた課題の設定とソリューションの提供を心掛けたいと思います。

Web会議システムを利用したインターネットでの相談、好評受付中



●ダイワフアンドラップ情報誌『Sanpo』(2022.1新春号Vol.9)



●JT THE PREMIUM・4月号



●地域ライフプラン協会「ALPS」(7月)



●インターペット(4月)



●愛知県・岡崎城(4月)



●兵庫県・北野異人館街(4月)



●レゴサンタとベルトナカイ

もっといっぱい
お出かけしたいワン！

2022年上半期のLFCの活動報告

コロナ疲れがピークになるのを感じる昨今。少しずつ活動が元に戻りつつあります。

●ビジネス

2022年の上半期も年初の第6波、7月上旬からの第7波によって、セミナー、相談ともにリアル&リモートで行いました。感染リスク軽減のため、お客様のご要望により、対面とリモートを同時並行で行うハイブリッド型の面談も行いました。相談に関しては、オンライン相談の対応を行っているため、遠方からの直接オンライン相談のお申込みが増えてきました。多い相談としては、住宅購入予算と定年退職を見据えたリタイアメントプランです。

最近の取組みとして、平野泰嗣は、公的機関の創業支援に関して企画するような業務を行っていて、ビジネス面だけではなく、ライフキャリアの視点を取り入れた支援の構築を試みています。平野直子は、「ペット共生とお金」をキーワードに、少しずつ活動を始めています。日本最大級のペットイベント「インターペット2022」で情報収集してきました。お気に入りのYutuber犬と遭遇して、大喜びでした(ビジネスの報告はありませんでした)。

●プライベート

新型コロナの第6波が収まったタイミングで四国方面で旅行に行ってきました。車で移動なので、四国入りするまで、愛知(蒲郡)、兵庫(神戸)、広島(尾道)を経由して、ようやく愛媛(道後)、高知(足摺)、徳島(経由)、香川(金刀比羅)、兵庫(淡路島)、静岡(浜名湖)、山梨(中部横断自動車道)と周ってきました。今回の目的は、四国全県制覇(愛媛、高知、徳島は初めてでした)と御朱印集めです。全体として天気は良かったのですが、目的の四国周遊の半分は残念ながら雨模様で、四国南端の足摺岬は暴風雨で海に近づくことすらできませんでした。「また、来てね」ということでしょか……。レゴとベルは、旅行のために準備したペットカートに乗って、楽しそうにしていました。今年は、結婚20周年ということで、少し長めのお休みを取って、四国周遊の旅としました。宿泊関連の事業者は、少ない人員で何とか耐え忍ぶように、未だに大変な状況が続いていますので、早く元に戻って欲しいと願うばかりです。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイビル4F オフィス平野
電話：03-6820-2213 ※変わりました
メール：info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Webサイトもご覧ください
<https://www.mylifeplan.net>



●顧問FP(38,500円/1年間)

【いつでも相談できるあなたのFP】

お客様の生活状況に合わせて、いつでも相談できる「顧問FP」として、お客様とライフプラン、ファイナンシャルプランを共有し、その実現をサポートします。

★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



●総合資産管理サービス(110,000円~/年)

【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点でポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合せください。



●相続、資産と経営の相談



人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」
～平野経営法務事務所～

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング(PB)
- ・経営サポート

暮らしと経営の資産コンシェルジュ
平野経営法務事務所
Hirano Management & Legal Office
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<https://www.family-concierge.net>